

行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22 年度
テーマ名	法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められている。</p> <p>② 平成 14 年 12 月に、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が制定された。</p> <p>同法においては、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ることとされている。</p> <p>③ 法科大学院への入学試験は平成 16 年度に開始され、18 年度には法科大学院修了者が初めて新司法試験を受験する状況となっており、22 年 1 月現在、全国に 74 校（国立 23 校、公立 2 校、私立 49 校）の法科大学院が設置されている。</p> <p>また、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める（「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定））などとされている。</p> <p>④ 一方、法科大学院修了者の新司法試験合格率（注）には、法科大学院ごとに大きなばらつきがあり、法科大学院教育の在り方が問われている等の指摘がある。また、法務省及び文部科学省は、平成 22 年 2 月に「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置し、現在の法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢の整理を行うこととしている。</p> <p>（注） 法科大学院修了者の平成 21 年の新司法試験合格率は 28%</p>
評価の観点等	<p>① 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	法務省、文部科学省、大学（法科大学院）、関係機関・団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。